

令和8年8月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和8年8月4日（火）午前11時00分～11時30分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ 9社 11名

会見内容

1. 冒頭挨拶

- 8月の定例記者懇談会を開催するにあたり、令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

余震やライフラインへの影響などが続いているなかで、多くの方が避難生活を余儀なくされており、被災された皆さまの安全と、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

また、猛暑の中、被災地における救命・救助活動や支援活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。

2. 話題提供

1 「KUSHIRO BRANDING PROJECT（くしろブランディングプロジェクト）」ロゴ・キャッチコピー決定投票の実施について

- 最初は、「KUSHIRO BRANDING PROJECT（くしろブランディングプロジェクト）」ロゴ・キャッチコピー決定投票の実施についてです。
- 現在当市では、釧路市の認知度を向上させ、ふるさと納税、観光、長期滞在、移住といった各分野で「選ばれるまち」を目指し、釧路市をブランド化し市内一体となってプロモーションを行う「KUSHIRO BRANDING PROJECT」に取り組んでおります。
- 当プロジェクトでは、移住者を含む釧路市民約60名に参加いただき、計4回の市民参加型ワークショップを実施し釧路市にある様々な名所や食、気候などといった魅力について議論を行い、それぞれの魅力に共通する「これが釧路」と言える核となる特徴を整理して参りました。
- その結果、釧路市の核となるイメージを「豊かな自然、涼しい気候、おいしい食べ物、人と人の心地よい距離感、ほどよい都市機能がそろい、住む人も訪れる人も、自分らしい時間を過ごせるまち」と位置づけ、このイメージをデザイン化し、ロゴ及びキャッチコピーの3案を作成いたしました。
- このロゴ及びキャッチコピーは、多くの市民の皆さんや釧路市を応援したいと思っていただいている皆さんに関わっていただく中で、決定したいと思っておりますことから、投票で決定することといたしました。
- 投票期間は8月5日 水曜日から16日 日曜日までで、投票方法は、リアル投票及び投票フォームを活用したWEB投票とします。リアル投票につきましては、投票場所に設置した投票ボードにシールを貼っていただく形式を取り、投票場所は、市の公共施設や市内郵便局、ショッピングマート雷さとう、あいちょう、ショッパーズ菱光、コープさっぽろ各店舗などの商業施設など約70か所といたします。

- また投票期間中の土曜日と日曜日には、くしろ港まつり会場及びジョイフルタウンで投票イベントを実施します。
- リアル投票やWEB投票の詳細につきましては、釧路ブランディングプロジェクト公式ホームページをご覧ください。
- 皆様の投票が、釧路市の新しいシンボルを決定します。多くの皆様の投票をお待ちしております。

2 粗大ごみ収集受付の電子申請開始について

- 次に、粗大ごみ収集受付の電子申請開始についてです。
- 現在、粗大ごみの収集は、開庁時間内に電話での申込みとなっておりますが、市民の皆さまの利便性向上、および業務の効率化を図るため、8月12日 午前9時より、電話申込みと併用して、新たにインターネットによる電子申請を開始いたします。
- この電子申請については、スマートフォンやパソコンから、24時間いつでも申込みが可能となっており、手続きは、市のホームページより、粗大ごみ収集専用の受付フォームにアクセスし、画面の指示に従って必要情報を入力していただきます。
- なお、申請は、専用画面に表示される「申請リスト」に掲載されている品物が対象となります。リストに掲載されていない品物を排出する場合は、これまでどおり、お電話でのお申し込みとなります。
- また、今回の対象は阿寒・音別地区を除く釧路地区にお住まいの方となります。阿寒・音別地区にお住まいの方につきましては、従前どおりのお申し込み方法となります。
- 広く市民の皆さまへお伝えいただきますよう、周知へのご協力をお願い申し上げます。

3 不良空家等除却補助制度について

- 次に、釧路市不良空家等除却補助制度についてです。
- 釧路市では空き家対策の取組みの一つとして、老朽化が著しい空き家の解体費の一部を補助する、釧路市不良空家等除却補助制度を実施しております。
- 今般、企業版ふるさと納税を活用して、補助金の上限額を30万円から50万円に引き上げし、予算枠も30件から50件に増やし、補助金の拡充を図ったところでございます。
- 補助金の対象となる空き家は、市内にある戸建て住宅又は共同住宅、併用住宅、長屋であり、市の調査による建物の不良度判定の基準を満たしたものが対象となります。
- 補助金の申請受付期間は12月末までとなっております。なお、補助金の申請前に、事前に解体工事を行った場合には、補助金を交付することができませんので、ご注意ください。
- 空き家を所有されている方には、この機会に空き家の今後について考えていただくとともに、空き家を解体される際には、この補助金のご活用いただければと思います。

2. 質疑要旨

(質問)

- ・ くしろブランディングプロジェクトロゴ・キャッチコピーの決定投票について、3つの案が出ていますが市長の率直な感想、ワークショップ参加を踏まえて3案の感想、決定した後の活用についてお聞かせください。

(市長)

- ・ マーケティング戦略室が中心となって、参加者の皆さんの意見を基に3案を作っていました。
- ・ 釧路の要素を詰め込んだイメージがロゴとなって、下にキャッチコピーがセットになっております。ロゴとキャッチコピーを一緒に見るとイメージしやすいと考えております。
- ・ どの案になって良いものかと思います。名刺や広報、パンフレットなどに活用していければと考えております。

(質問)

- ・ くしろブランディングプロジェクトロゴ・キャッチコピーの活用についてお伺いしましたが、活用した先でどのような効果を期待していますか。

(市長)

- ・ 効果が出るには長い期間がかかると思います。ロゴ・キャッチコピーが定着し、釧路だというイメージが定着し、市民が釧路に住んでいることを自慢できるイメージを持ちながら、誇りの持てるというところに繋がっていかればと思っています。

(質問)

- ・ 8月5日から16日まで投票をおこないますが、投票結果をもって機械的に決めるものなのでしょうか。投票された数字を参考に決定されるものなのでしょうか。

(マーケティング戦略室)

- ・ 投票結果の数字をもって決定します。

(質問)

- ・ この投票方式であれば、市民なのか市外在住者なのかは判別できないと思います。そこは考慮しなくてもよろしいのでしょうか。

(マーケティング戦略室)

- ・ 投票された数字で決定していきます。オンライン投票については、投票された方の住まい、属性を確認したうえで数字を取り、傾向は押さえていきます。

(質問)

- ・ 粗大ごみの電子申請について、取り組みの背景や事情、市として電子申請は珍しいことなのかお聞きます。

(環境事業課)

- ・ 市として様々な電子申請がありますが、廃棄物関連はあまり無かったことから、DXの先駆けとして粗大ごみの電子申請を開始したものです。

(質問)

- ・ 他の自治地も同様におこなっているのでしょうか。

(環境事業課)

- ・ 道内では札幌市、旭川市が進めており参考にさせていただいた経緯はあります。

(質問)

- ・ 市政懇談会が昨日まで、市内7か所で開催されましたが、どのような意見が出たでしょうか。また、それに対する市長の受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ お忙しい中、参加していただいた市民の皆様、関係者の皆様に感謝いたします。
- ・ 各会場では、「事務事業の見直し」や「北陽高校移転の検討」など多数のご意見をいただきました。いただいた、意見については今後の市政運営の参考とさせていただきます。

(質問)

- ・ 具体的にどのような意見があったのでしょうか。

(市長)

- ・ 中心市街地や駅、事務事業見直しの中で稼ぐ力、英語教育等意見がありました。市からの話題に関する質問よりも、自由な意見が多かったと思います。

(質問)

- ・ 事務事業見直しについて、理解は深まったのでしょうか。

(市長)

- ・ 理解度合はそれぞれと思いますが、しっかり説明させていただけたと考えております。

(質問)

- ・ 具体的に政策に反映したい声はありましたか。

(市長)

- ・ 今回の市政懇談会では、財政収支の状況と事務事業見直しの具体的な取り組みの内容について、ご説明をさせていただき、市民の皆様には、見直しの必要性について、一定のご理解をいただいたものと考えてございます。また、その際に、施設の見直しやおでかけパスポートの見直し、精神科医療に関して診療所等開設助成金の見直しなどについてのご質問もいただいたところです。今般、頂戴したご意見を参考とさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

(質問)

- ・ 7月13日に釧路市北斗の土壌調査について、道は現地調査を行っていないことを理由に「形質変更時要届出区域」に指定した。今後の工事については数億円規模の対策が必要で、工事を進めるのはかなり難しい状況となったともいえるが受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 「形質変更時要届出区域」の指定により、当該地において事業を継続する場合は、有害物質を流出させない、適切な汚染防止措置が必要であると伺っております。これまでも事業者に対しましては、法令の遵守とともに、自然環境との調和を図ることを求めてきております。当該地における太陽光事業の実施に当たっては、改めて、土壌汚染対策法を含めた、各種法令遵守の徹底を求めてまいりたいと考えております。

(質問)

- ・ 日本エコロジーは現地調査を行わなかった理由について「釧路市と希少生物についての協議が整わず、事業実施の見通しが立たなかった」としているが、北斗、昭和、新野、それぞれの現在の協議および進捗、見通しについてお聞かせください。

(市長)

- ・ 個別の協議事項の詳細については、協議中の案件につき回答を差し控えさせていただきますが、同社から釧路市太陽光ガイドラインの届出のあった17事業のうち、協議を終えたものが4事業、計画廃止が3事業、残る10事業について協議中であります。現在、適正な調査の実施など、所定の手続きをお願いしており、事業者からの報告等を待っている状況です。

(質問)

- ・ 日本エコロジーは市に代替地を用意するようになってきているという情報があるが、それは間違いないのでしょうか。間違いないのであれば、市としてどういう対応をとるのでしょうか。

(市長)

- ・ 事業者から市に対して、代替地を用意するよう言われたという事実はございません。

(質問)

- ・ 環境省は一連のメガソーラ問題を踏まえ、釧路湿原国立公園の拡張を検討しております。すでに周辺自治体に拡張案が示され、各自治体が地権者らに説明を行っていると思われますが、今回環境省が示した拡張案について、市長の受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 7月3日付けで環境省から釧路湿原国立公園の拡張案が示されました。これは、釧路湿原周辺での太陽光発電施設の建設が相次いだことに起因する問題に対し、国が「太陽光発電施設に関する対策パッケージ」を策定し、さまざまな対策を検討していただいた結果と受け止めております。この場を借りて、改めて感謝申し上げます。今回、新たに国立公園に指定される予定となっている場所は、本市としても本市の生物多様性保全の観点から重要な場所であると考えています。釧路湿原国立公園の区域拡張については、環境省の方針に沿って、市としても誠実に対応し、進めていく所存でございます。

(質問)

- ・ 地権者に説明していく中で、地権者とトラブルなどがありますか。

(市長)

- ・ 土地を所有している方には封書で、国立公園に指定される予定である旨をお知らせしております。

(環境保全課)

- ・ 土地を所有している方々からは様々な意見をいただいております。ご意見をいただいている最中ですので、ご意見の詳細については控えさせていただきます。

(質問)

- ・ 人口が15万人を切ったがその受け止めと、理由についてお聞かせください。

(市長)

- ・ 釧路市においては人口減少が続いておりますが、その要因を見ますと、出生数の減少と高齢化に伴う自然減が主なものとなっており、また、社会増減についても、若年層の進学や就職に伴う転出などにより、マイナスとなっているものの、直近では、その減少幅は小さくなっております。今後においても、子育てしやすい環境づくり、若者や女性の学ぶ場、働く場づくり、グローバル人材の育成、外貨獲得に向けた仕組みづくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。笑顔があふれるまちづくりに向け、市民のみなさんと頑張っ

(質問)

- ・ 避暑地として道内外からの観光客も増えていて、全国的な注目度も上がっているがその受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 近年の全国的な猛暑を背景に、本市の冷涼な気候が改めて注目され、道内外から多くの皆様にお越しいただいていることは、大変喜ばしく受け止めております。実際に、本市の「涼しい夏」は各種メディアでも取り上げられる機会が増え、長期滞在やスポーツ合宿など、多様な目的で本市を訪れる方が増加するなど、釧路の新たな魅力として認知が広がっているものと考えております。本市の冷涼な気候は、豊かな自然や食、世界に誇る夕日などと並ぶ大きな地域資源であり、この全国的な注目を一過性のものとせず、これまで以上に観光客や二地域居住の促進を行い、交流人口の拡大に努めてまいります。

(質問)

- ・ 避暑地としてのメリットを生かして、人口を増やすため移住を促進するなどつなげていくための施策や目標数値などはあるか。また展望をお聞かせください。

(市長)

- ・ 釧路市では、昨年、「二地域居住等促進戦略」を策定し、年間滞在者数を約2,800名から10,000名に増やすことや、滞在施設を約160戸から600戸に増やすことなど、目標値を持って、取り組みを進めているところです。戦略に基づき、本年度は、マンスリーマンションなど滞在物件の開発や、物件予約システムの開発など、受け入れ環境の整備を行っております。先日、釧路に長期滞在されている方々の交流会にお邪魔し、お話を伺いましたが、釧路の夏の快適さを口々におっしゃっていただきました。釧路の気候の優位性を示し、人を呼び込むチャンスであると考えておりますので、引き続き、様々な場面や機会を通じて、釧路の涼しさ、避暑地としての魅力をしっかりPRしていきたいと考えております。

(質問)

- ・ 今年度も本州など暑くなってきました。今年度の二地域居住の申し込み状況や見通しなどあればお聞かせください。

(市民協働推進課)

- ・ 長期滞在二地域居住の相談件数は、昨年度同時期で235件、今年度は242件と若干増加しております。3泊4日以上滞在された方に公共施設の利用や飲食店の割引となるステイメンバースカードの発行については、令和7年度480件、令和8年度は401件と若干減っておりますが例年とおりの件数は維持している状況です。問い合わせにつきましては、来庁される方も多く、これまで以上に長期滞在日数が増える方々が多いものと認識しております。

(質問)

- ・ 長期滞在の日数も長くなっている状況なのでしょうか。

(市民協働推進課)

- ・ 令和7年度滞在延べ日数は、過去最多の滞在日数となっております。過去は、1か月程度滞在の方が多かったが、今年の相談者の話を聞きますと2カ月から3カ月、多い人では半年滞在を希望している方もおります。長期滞在の増加に向いている状況です。

(質問)

- ・ 国の災害対策の司令塔となる防災庁の設置に関する法律が7月13日に国会で成立しました。釧路市は地方機関の誘致を表明していましたが、現在も誘致に前向きな意向で変わりないでしょうか。

(市長)

- ・ 本年7月13日に「防災庁設置法案」が可決、成立され、令和8年中に防災庁を設置すること、また、地方機関として「防災局」を設置することが決まったところです。釧路市は北海道が令和4年に公表した被害想定において、約84,000人（全道の死者数の約8割）と道内最多の死者数が想定されている地域であり、最も被害が大きい釧路市にこそ防災局設置がふさわしいとの考えについては依然変わっておらず、今後も誘致を進めたいと考えております。

(質問)

- ・ 法案の成立後、国との調整に進捗状況があれば教えてください。

(市長)

- ・ 今年の2月12日に、内閣官房防災庁設置準備室の御手洗参事官に直接、釧路市への設置を要望したほか、先日、7月30日にも防災庁設置準備室に要望してきたところです。

(質問)

- ・ 7月30日の要望は、どのような形で、どなたにされたのでしょうか。

(市長)

- ・ 釧路管内の首長、議長など関係者が集まり期成会を作っており、期成会で防災庁の河合審議官へ要望してまいりました。

(質問)

- ・ その時点で釧路に設置するなどの話は無かったのでしょうか。また、期成会としての要望とのことですが、釧路市に設置する要望なののでしょうか。

(市長)

- ・ 河合審議官からは、まずは、今年度中に設置する防災庁の設置に全力を注ぎたい。全国から防災局設置の要望が来ており、設置個所数は限られていないとお話がありました。設置場所の要望については、釧路管内にどの要望です。

(質問)

- ・ 冒頭、市長から熊本地震についての話がありました。10年前の地震では職員の派遣や義援金を出すなどの対応をされていましたが、今回は釧路市として支援の方針がありましたらお聞かせください。

(市長)

- ・ 釧路市の支援は、義援金として日本赤十字社北海道支部を通じ、50万円を被災地へ寄付することとしています。職員の派遣や物資の支援については、自治体が個別に支援をおこなうと被災自治体に混乱を生じさせる可能性があることから、国が支援を統制する体制となっており、能登半島地震の時も適用されました。現在、北海道が被災地支援本部を設置し、国や全国自治体などと連携して、被災自治体から情報を収集しており北海道から派遣要請があった場合には、速やかに対応できるよう、引き続き連携してまいります。

(質問)

- ・ 物や人の支援については、相手側の状況もあることでそのような対応になるのは承知しております。釧路市は海溝型地震の影響により、津波による大きな被害が想定されております。市長は他地域の災害について、支援についてどのようにお考えでしょうか。

(市長)

- ・ 私個人の思いとしては、被災地に職員を派遣していきたいと考えておりますが、国からの要請がなければ派遣できない。釧路市はその対象になっていないということです。また、物資についても制約があり、必要物資を指定されなければ送るのも難しい状況です。現在は情報収集しながら状況を注視している状況です。